平成 23 年 12 月 22 日

各　位

会 社 名　**株式会社ゲオホールディングス**
本社住所　愛知県春日井市宮町一丁目1番地1
代表者名　代表取締役社長　遠藤　結蔵
（コード番号:2681 東証・名証　第一部）
問合せ先　取 締 役　　吉川 恭史
（TEL0568-33-4388）

組織体制変更に関する提言及び当社の対応について

平成 23 年 12 月 21 日付「取締役辞任及び組織体制変更に関する提言及び当社の対応の公表日について」において公表いたしましたとおり、当社は、本日開催の取締役会において、「特別委員会」から当社の組織体制の変更等について提言を受け、これを全面的に受け入れた形で所要の決定を行いましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1.「特別委員会」の提言要旨

「特別委員会」による提言の概要は以下の通りです。

（１）「調査報告書」において指摘を受けた不正な支出（以下、「本件不正支出」といいます。）に深く関与した者に対しては、民事訴訟の提起及び刑事告訴の要否について、慎重に検討を加えるべきであること

（２）本件不正支出に深く関与した本部長の職にある従業員については、その関与の度合いに応じて解雇又は 2 等級の降格を限度として処分に付すべきであること

（３）本件不正支出に深く関与したその他の従業員については、前記（2）の処分との均衡を踏まえ、職位に応じた処分に付すべきであること

（４）内部統制体制強化の一環として、監査部及びコンプライアンス部の人員を強化するとともに、監査役付スタッフを配置すべきであること

（５）上記役職員の処分及び人員配置に関する提言の範囲で、所要の組織変更をすべきであること

2. 当社の対応

上記の提言内容を踏まえ、当社は、以下の通り、当社における関与者の処分及び組織の変更を決定いたしました。

関与者の処分について（平成 23 年 12 月 22 日付）

（１）当社執行役員及び従業員に対する処分

財務本部担当執行役員	２等級降格処分
経理本部担当執行役員	２等級降格処分
経営企画本部担当執行役員	２等級降格処分
運営本部次長	２等級降格処分

なお、代表取締役会長の沢田喜代則、取締役副社長の久保田貴之、取締役の大橋一太は、平成 23 年 12 月 21 日付けで公表したとおり、役員を辞任しております。また、総務本部担当執行役員は、本日、当社に対し辞意を表明し、退職いたしました。

組織変更について（平成 23 年 12 月 22 日付）

（1） 総務本部、財務本部、経理本部、経営企画本部、システム本部の５本部制を廃止し、管理本部、経理財務本部、システム本部の３本部制に改編する。

（2） 経理財務本部内にグループ管理部を新設する。

（3） 管理本部は、開発部、総務部、人事部、資産管理部、情報管理部を持って編成する。

（4） 経理財務本部は、財務部、経理部、経営企画部、情報業務部、金融商品部、グループ管理部を持って編成する。

（5） システム本部は、情報システム部、システムサポート部、システム管理部を持って編成する。

人事異動について（平成 23 年 12 月 22 日付）

氏　名	新 役 職 名	備考（旧 役 職 名）
遠藤（えんどう）　結蔵（ゆうぞう）	代表取締役社長 経理財務本部、システム本部、コンプライアンス部、監査部、社長室担当	代表取締役社長 総務本部、経理本部、経営企画本部、システム本部、コンプライアンス部、監査部、社長室担当 兼システム本部長
吉川（よしかわ）　恭史（やすし）	取締役 管理本部担当	取締役 業務改善プロジェクト担当
平松（ひらまつ）　裕（ゆたか）	コンプライアンス部　部長 監査部　部長	情報業務部　部長

※なお、当社は、上記に加えて、監査役付の兼任スタッフ 2 名を新たに配置しております。

3. 業績への影響

「調査報告書」により明らかとなった新たな事実に伴う過年度決算の訂正と今期業績への影響につきまして、下記のように考えております。

社外調査委員会からは、調査報告書の範囲内において、決算修正を行う場合は、重要性の原則等から、修正部分を現進行期で処理することが妥当とも考えられるが、処理方針については、最終的には当社及び当社監査法人との協議の上、決定してほしい旨のコメントを頂いております。

当社は、過年度決算の訂正と今期業績への影響はないと考えておりますが、このコメントから、万全を期すために、当社と当社監査法人にてより詳細に精査、確認を行っているため、その結果については、平成 24 年 1 月 27 日を目処に公表する予定であります。

4. 今後の対応及びスケジュール

平成 23 年 12 月 16 日付「当社及び当社元子会社における調査結果等のご報告」において公表いたしましたとおり、当社は、引き続き、以下の日程で「特別委員会」の提言及びこれを受けた当社の対応を公表させていただく予定です。なお、上記1.（1）に記載の民事訴訟の提起及び刑事告訴の要否について、当社は、現在、外部専門家からの意見聴取の必要性を含め検討を進めております。具体的な公表スケジュールについては、確定次第改めてお知らせいたします。

平成 24 年1月中　　再発防止策の改定に関する提言及び当社の対応

以上